にかほ市人事行政の運営等の状況

平成25年度の市職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営等の状況について公表します。 これは、地方公務員法第58条の2及びにかほ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づいて行うものです。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の採用の状況

区	分	平成26年4月1日採用者
一般	行 政 職	10
消	防 職	3
合	計	13

(2) 退職の状況(平成25年度中)

区	\triangle	定年退職	勧奨退職		その	り他		_	計
	分	上中 以 似	御哭巡啷	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	台	日日
一般行	亍政 職	11		7					18
技能労	ら 務 職	2							2
消	方 職								0
合	計	13	0	7	0	0	0		20

(3) 部門別職員数の状況(各年度4月1日現在)

	区 分		職員数		対前年	比増減
部 門		H24年度	H25年度	H26年度	H25年度	H26年度
福	議会	3	3	3	0	0
祉	総務	58	53	53	-5	0
係	税務	15	14	15	-1	1
祉関係を除く	労 働	2	2	2	0	0
<u></u>	農林水産	17	17	17	0	0
4年	商工	16	17	15	1	-2
般 行 政	土木	17	15	12	-2	-3
政	小 計	128	121	117	-7	-4
福	民 生	31	31	32	0	1
祉 関 係	衛生	14	13	13	-1	0
係	小 計	45	44	45	-1	1
一般行画	女部 門 計	173	165	162	-8	-3
特	教 育	62	60	57	-2	-3
特 別 行 政	消防	64	64	65	0	1
政	小 計	126	124	122	-2	-2
	病院	5	5	5	0	0
公	水道	12	11	10	-1	-1
営	下水道	6	6	6	0	0
公営企業等	国保事業	7	7	6	0	-1
等	ガス	7	7	7	0	0
	小 計	37	36	34	-1	-2
総	計	336	325	318	-11	-7

※教育長・消防長を職員数に含む。

2 職員の給与の状況

にかほ市の給与・定員管理等についての公表をご覧下さい。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、休暇については市の条例・規則で定められており、ここでは主なものを掲載します。

(1) 勤務時間の状況(25年4月1日現在)

1週間の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時から 午後1時まで	土曜日日曜日

(2) 休暇の種類(25年4月1日現在)

区	2	分		内容	備	考
年次有	給休	;暇	1年につき20日 20日を超えない範囲内の残	日数を翌年に繰り越すことが出来る		
療養	休	暇	結核性疾患により長期の療養	をする必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと とない範囲内で、医師が必要と認めた期間	有	給
組合	休	暇	1年につき30日 職員が登録された業務又は活動に従事する場合		無	給
病気	休	暇		る必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認めら	有	給
			公民権の行使	必要と認められる期間	有	給
			証人、鑑定人、参考人等として裁判所等へ出頭	必要と認められる期間	有	給
			骨髄移植及び登録	必要と認められる期間	有	絽
			社会貢献活動 (ボランティア休暇)	1年につき5日以内	有	絽
			結婚	結婚の日の5日前から結婚の日以後1月を経過するまで の期間で連続する5日間	有	糸
			生理	就業が著しく困難な場合、2日以内	有	糸
			妊産婦保健指導·健康診査	妊娠23週まで4週間に1回、24週から35週までは2週間に1回、36週から1週間に1回、出産後1年まではその間に1回 (医師等の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数)とし、1回につき1日以内	有	裕
			妊婦の通勤緩和	通勤に利用する交通機関の混雑回避のため1日につき1 時間以内	有	糸
			つわり	10日以内	有	糸
			女子職員の出産	産前:出産予定日から8週間(多胎の場合14週間) 産後:出産の翌日から8週間	有	糸
特別	休	暇	生後1年に達しない子の保 育	1日2回それぞれ30分以内	有	糸
			配偶者出産	妻が出産するため入院する等の日から、出産の日後2週間を経過するまでの期間内で2日以内	有	糸
			配偶者出産に係る子の養育	職員の妻の出産予定日の6週間(多胎の場合は14週間) 前の日から当該出産後の8週間経過日まで、当該出産に 係る子又は小学就学前の子を養育する場合、当該期間内 において5日以内	有	糸
			小学校就学前の子の看護	1年につき5日(小学就学前の子が2人以上の場合は、10日)以内	有	糸
			短期の介護	1年につき5日(要介護者が2人以上の場合は、10日)以内	有	糸
			忌引	続柄に応じ、1日から7日以内	有	糸
			父母の追悼行事	1日(父母の死亡後15年以内に限る)	有	糸
			夏期休暇	6月~10月までの期間内における週休日や休日を除く連続する5日以内	有	糸
			災害等による住居の滅失又 は損壊	7日以内	有	糸
			災害等による出勤困難	必要と認められる期間	有	糸
			災害等による退勤途上にお ける安全確保	必要と認められる期間	有	糸
介 護	休	暇	により規則で定める期間にわ	偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢 たり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするた らると認められる場合、連続する6月の期間内において必要	無	糸

(3) 育児休業等の種類

区 分	内容
育 児 休 業	当該子が3歳に達する日まで
部 分 休 業	当該子が小学校就学始期まで、1日につき2時間以内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が疾病等のためその職責を果たせない場合などに、公務能率の維持を目的として行う不利益処分 (降任・免職・休職・降給)をいいます。

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合などに、公務における規律と秩序の維持を目的として行う不利益処分 (戒告・減給・停職・免職)をいいます。

(1) 分限処分・懲戒処分者数(平成25年度)

		分限処分者数		
降任	免職	休職	降給	計
0	0	0	0	0

		懲戒処分者数		
戒告	減給	停職	免職	計
2	2	0	0	4

5 職員の服務の状況

(1) 年次有給休暇取得状況(平成25年)

(単位:日)

Ī	総付与日数	総使用日数	使用率(%)	対象職員数(人)	1人当たりの平均
L	A	В	C(B/A*100)	D	使用日数E(B/C)
	11,972	3,104	25.9	322	9.6

(2) 育児休業等取得状況(平成25年度)

(単位:人)

区分	育児休業	部分休業
男	0	0
女	2	6

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 主な研修の状況(平成25年度)

区	分	受講者数	備考
	新規採用職員研修	6	
基本研修	3年目研修	4	
本平切形	主任研修	2	
	監督者研修	1	
	市・県合同(能力開発)研修	46	
特別研修	責任者講習	0	
	郷土史市民講座	6	
	総務企画関係	2	総務、企画、防災
	財務関係	8	会計、税
	福祉環境関係	102	医療、介護福祉、保健衛生、環境
	産業経済関係	0	農林、観光
特別研修 (業務専門)	建設関係	12	土木、用地、契約、都市計画、住宅
(5)(2)3 4 1 37	上下水道関係	10	下水道、水道、ガス関係研修含む
	議会・選管・監査関係	1	
	教育関係	48	教育、生涯学習、保健体育、公民館、図書館、科学館
	消防関係	54	消防学校、その他(病院等)
派遣研修	海外派遣研修	1	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況(平成25年度)

(単位:人)

区分	定期健康診断	人間ドック受診
受診者数	181	123

(2) 公務災害の発生件数(平成25年度)

(単位:件)

区 分	申	請 うち認定	うち不認定	うち継続審査
公務災害	2	2	0	0
通勤災害	0	0	0	0

(3) 職員互助会の状況

※ にかほ市職員互助会及びにかほ市消防職員互助会が組織されておりますが、会員掛金のみで運営し、 慶弔金給付等の事業を行っております。

(4) 職員の利益の保護の状況

地方公務員法第46条の規定に基づき職員は、公平委員会に対し、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、当局による適当な措置が執られるべきことの要求や、不利益処分に関し不服申し立てをすることが出来ます。

にかほ市では、公平委員会がありませんので、この事務について、秋田県人事委員会に委託しており、平成25年度における業務の状況は、下記のとおり報告を受けております。

①勤務条件に関する措置の要求の状況

平成25年度中	平成25年度	平成25年度末	
要求件数	却下	判定	係属件数
0	0	0	0

②不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成25年度中	平成25年度	平成25年度末	
要求件数	却下	判定	係属件数
0	0	0	0